

## 資料編

- 1 坂東市環境基本条例
- 2 坂東市環境審議会条例
- 3 計画策定の経過
- 4 坂東市環境審議会委員名簿
- 5 坂東市環境基本計画策定委員会委員名簿
- 6 用語解説

## 資料1 坂東市環境基本条例

平成20年6月19日

条例第13号

私たちの郷土坂東は、坂東太郎の愛称で親しまれる利根川をはじめ、飯沼川や西仁連川などの河川や、その清らかな流れを受け入れる池沼などが相まった水と緑あふれた肥沃な台地が、これまで様々な形で人々に潤いと恵みを与えてきた。その優れた環境を生かして、農業を基幹産業として商工業と調和の取れた近郊都市として今日まで発展を続けている。

しかしながら、産業の拡大と近代化、生活における便利さと豊かさの追求などによる社会経済活動は資源やエネルギーを大量に消費して、緑の減少や水質汚濁など自然環境を悪化させ、加えて廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面する結果となった。さらに、このことは地域の環境問題にとどまらず、地球全体の生物の生存基盤を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、このかけがえのない恵みや豊かな環境を享受する権利と、その環境を育み保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、これまでの生活様式を見直すとともに、市、市民、事業者が協力して、それぞれの立場で努力していくことにより、地球全体の持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境をつくりあげていかなければならない。

私たちは、自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな水と緑の恵みが真に実感できる快適な環境形成の実現を目指して、ここに条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに坂東市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全は、私たちを取り巻く環境が、自然の生態系と微妙な均衡のもとに成り立っており、私たちの社会活動により様々な影響を受けるものであること、また、豊かな自然環境の恵みをすべての生物が享受し共生していることを認識し、良好な環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減すること及びその他の環境保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組まれることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済社会のシステムや生活様式の転換により持続的な発展が可能な社会を目指して行われなければならない。
- 3 環境の保全は、自然環境が多様な構成要素と密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、私たちの活動によって引き起こされる影響に配慮した地域づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人が共生できる社会の実現を目指して行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、市民及び事業者が人類共通の課題であることを認識して、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。この場合において、事業者は、特に次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 事業の内容、地域の状況等を勘案して、環境の保全上の支障が生じないように、工場、事業所等を設置し、及び事業活動を行う場所を選定すること。
  - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用する措置を講ずること。
  - (3) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。
  - (4) 前号に定めるもののほか、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。
  - (5) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報を提供すること。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画の策定)

第 7 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ坂東市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第 8 条 市は、施策の策定等に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

(年次報告)

第 9 条 市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第 10 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 11 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の促進)

第 12 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民の意見の反映)

第 13 条 市は、環境の保全に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 14 条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これに関する活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 15 条 市は、市民及び事業者が自発的に行う自然環境の保全、再生資源に係る回収活動その他環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視、測定等)

第 17 条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第 19 条 市は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第 20 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、茨城県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

## 資料2 坂東市環境審議会条例

平成 17 年 3 月 22 日  
条例第 120 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、坂東市環境審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、坂東市に審議会その他の合議制の機関として、坂東市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 3 条 審議会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 公害対策の基本方針に関する事項
- (2) 公害の予防対策及び被害対策に関する事項
- (3) その他環境保全に関する必要な事項

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織し、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 市議会の代表 2 人
- (2) 関係機関及び団体の代表又は役職員 8 人
- (3) 学識経験を有する者 4 人
- (4) 市民の代表 2 人

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 1 号及び第 2 号により委嘱された委員がその職を失ったときは、委員の資格を失うものとする。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、前 2 項の規定により任期が満了した委員を再び委員に委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(委員以外の出席)

第 8 条 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

### 資料3 計画策定の経過

| 日付        | 会議名等     | 内容   |
|-----------|----------|--|
| H23.9     |          | 市民・中学生・事業者の環境意識調査（アンケート）の実施  |
| H23.10.19 | 市環境審議会   | ・坂東市環境基本計画諮問   |
| H23.10.19 | 第1回策定委員会 | ・委嘱書交付<br>・坂東市環境基本計画策定委員会設置要綱について<br>・委員長、副委員長の互選について<br>・坂東市環境基本計画策定について<br>・グループ作業について |
| H24.1.31  | 第2回策定委員会 | ・環境課題のまとめについて<br>・施策の体系について<br>・計画の基本方針、基本目標、施策の方向性について                                  |
| H24.4.26  | 第3回策定委員会 | ・市が行う環境施策（取り組み）について<br>・リーディングプロジェクトについて   |
| H24.5.23  | 市環境審議会   | ・策定経過の報告について<br>・今後のスケジュールについて   |
| H24.7.4   | 第4回策定委員会 | ・環境指標、定量的目標について<br>・市民・事業者の取り組みについて  |
| H24.9.4   | 第5回策定委員会 | ・推進体制と進行管理について<br>・坂東市環境基本計画（案）について  |
| H24.10.11 |          | 環境審議会委員へ計画（案）の提出   |
| H24.10.18 |          | 坂東市環境基本計画（案）の公表及び意見募集  |
| H24.12.26 | 市環境審議会   | ・計画策定の経過報告<br>・計画案公表による市民等からの意見報告<br>・坂東市環境基本計画（案）答申                                     |



環境審議会



策定委員会

## 資料4 坂東市環境審議会委員名簿

平成23年10月19日～平成25年3月31日

| 役職 |     | 氏名               | 所属等                     |
|----|-----|------------------|-------------------------|
| 1  | 会長  | 染谷 孝<br>風見 正一    | 議会代表（教育民生常任委員会委員長）      |
| 2  | 副会長 | 高橋 武男            | 環境カウンセラー                |
| 3  | 委員  | 石川 寛司<br>野口 理平   | 議会代表（教育民生常任委員会副委員長）     |
| 4  | 〃   | 安達 晃昭<br>許 斐康司   | 医師会代表（きぬ医師会坂東支部長）       |
| 5  | 〃   | 倉持 欽也<br>菅沼 真一郎  | 薬剤師会代表（坂東市薬剤師会会長）       |
| 6  | 〃   | 中村 静雄            | 商工会代表（坂東市商工会会長）         |
| 7  | 〃   | 海老原 洋<br>西村 修    | 工場代表（レンゴー(株)利根川事業所長）    |
| 8  | 〃   | 遠藤 宏             | 食品衛生協会代表（常総食品衛生協会坂東支部長） |
| 9  | 〃   | 森 満子             | 坂東市商工会女性部代表（商工会女性部部長）   |
| 10 | 〃   | 張 替 純<br>前島 一男   | 農業関係代表（農業委員会会長）         |
| 11 | 〃   | 寺田 いく子<br>小野 美代子 | 坂東市くらしの会代表（くらしの会会長）     |
| 12 | 〃   | 安達 賢一<br>富松 正憲   | 県職員（県西県民センター環境・保安課長）    |
| 13 | 〃   | 柳林 順一<br>坂巻 喜好   | 県職員（茨城県自然博物館副館長）        |
| 14 | 〃   | 宮田 孝             | 環境カウンセラー                |
| 15 | 〃   | 小野 賢二            | NPO 法人代表（猿島野の大地を考える会代表） |
| 16 | 〃   | 羽鳥 稔             | 菅生沼に親しむ会代表（親しむ会会長）      |

※氏名は、システムで表示できる文字としました。

## 資料5 坂東市環境基本計画策定委員会委員名簿

平成23年10月19日～平成25年3月31日

| グループ  | 役職   | 氏名     | 所属等                               |
|-------|------|--------|-----------------------------------|
| 環境教育  | 委員長  | 圓崎善治   | さくらのまちづくり市民会議代表                   |
|       | 委員   | 宮部久夫   | 坂東市子ども会育成会連合会長                    |
|       | 〃    | 野口和明   | 坂東市PTA連絡協議会長                      |
|       | 〃    | 菊池和則   | 市職員（農政課）                          |
|       | 〃    | ◎海老原千代 | 市職員（生涯学習課）                        |
|       | 〃    | 木村勝彦   | 市職員（市民サービス課）<br>（地球温暖化対策検討委員会委員長） |
| 循環型社会 | 副委員長 | ◎小林中   | 市職員（下水道課）                         |
|       | 委員   | 鈴木利政   | キヤノンエコロジーインダストリー（株）取締役            |
|       | 〃    | 安澤勇    | （有）八王子安澤畜産代表取締役                   |
|       | 〃    | 市村行宏   | アサヒセイレン（株）茨城工場長                   |
|       | 〃    | 高橋剛    | JA岩井土づくり運動推進連絡協議会長                |
|       | 〃    | 茂呂雪江   | 市職員（管財課）                          |
| 環境保全  | 副委員長 | ◎鶴巻勇   | 市職員（都市整備課）                        |
|       | 委員   | 中村米造   | 茨城県ボランティアU. D監視員                  |
|       | 〃    | 海老原康仁  | 坂東青年会議所代表                         |
|       | 〃    | 鹿野谷喜一  | 自然環境指導員（逆井城跡）                     |
|       | 〃    | 齋藤敏雄   | 〃（菅生沼）                            |
|       | 〃    | 遠藤尚    | 市職員（企画課）                          |
|       | 〃    | 張替明子   | 市職員（商工観光課）                        |

※◎印は、グループ長

## 資料6 用語解説

### 【あ行】

#### ISO14001

国際標準化機構（ISO）の定める「環境マネジメントシステム」に関する国際規格のこと。

#### アイドリング

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすること。不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

#### ウォーム・ビズ

冬のオフィスの暖房設定温度を、省エネ温度の 20℃以下に抑えるため、暖かく働きやすいビジネススタイルを採り入れること。

#### エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントの認証・登録制度。

#### エコ・ショップ制度

環境に優しい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する制度。エコ・ショップとして広く消費者にPRすることにより、消費者と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とした取り組みを実施している。

#### エコドライブ

省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。アイドリングストップやふんわりアクセルe-スタートを実践することで、10～20%の燃料消費を抑えることが出来る。

#### エコファーマー

環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に取り組むため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作り、県知事の認定を受けた農業者の愛称のこと。

#### エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つとみとめられている商品につけられるシンボルマーク。（財）日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、PETボトル再生繊維を用いた衣類などがあげられる。

## MSDS 制度

事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の特性及び取り扱いに関する情報（MSDS：化学物質等安全データシート）を事前に提供することを義務づける制度。

## オゾン層

オゾンを高濃度を含んでいる地表から 20~25 km の下部成層圏にある層。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどによって、下部成層圏で波長 200~220 nm の太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物（ $\text{ClO}_x$ ）がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に南極上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

## 温室効果ガス

太陽光線は、大気を通過して、まず地表を暖める。熱を吸収した地表からは赤外線が大気中に放射される。大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が地球から放射される赤外線の一部を吸収し、地球を温室のように暖めている現象を温室効果と言い、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスと言う。京都議定書では、二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）、メタン（ $\text{CH}_4$ ）、一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（ $\text{SF}_6$ ）の 6 種類が温室効果ガスとして削減対象となっている。

### 【か行】

#### 合併処理浄化槽

し尿と併わせて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境への BOD 負荷の排出は約 1/8 に抑えられる。

## 環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

## 環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

## 環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンに似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

## 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのこと。

## 京都議定書

地球温暖化防止のための国際会議である気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）が、1997 年に京都で開催され、その時に採択された国際協定のことで、二酸化炭素などの 6 種類の温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書であり、2005 年 2 月に発効している。

## クール・ビズ

夏のオフィスの冷房設定温度を、省エネ温度の 28℃以上に抑えるため、涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった軽装のビジネススタイルを採り入れること。

## クリーンエネルギー

電気や熱に変えても、大気汚染物質の排出量が少ない、または排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーである太陽光、風力などのほか、電気自動車やハイブリットカーなどのクリーンエネルギー自動車がある。

## グリーン購入

環境への負荷の少ない商品やサービスを優先して購入すること。省エネを意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品があげられる。また、グリーン購入推進のため、平成 13 年 4 月から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」いわゆるグリーン購入法が全面施行となっている。

## グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品（ノート、トイレットペーパーなど）につけられたマーク。（財）古紙再生促進センターが認定を行っている。

## 光化学オキシダント・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

## 【さ行】

### サーマルリサイクル

廃棄物を燃やした時の排熱を回収して蒸気や温水を作り、発電や給湯などに利用するリサイクル手法。熱回収とも呼ばれる。

### 里山

自然林に対し、人為的につくられ維持されてきた林をさす言葉。雑木林なども含めて、人里や集落周辺の森林を呼ぶ。里山は、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっている。

### 3R（さんあーる）

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「リフューズ（Refuse=ごみになる物の拒絶）」を加え4Rと呼ばれることもある。

### 産業廃棄物

工場、事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

### 酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け込み雨水が酸性化されたもので、通常はpHが5.6より低い場合を言う。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害なども生じている。

### 自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域。自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。

### 新エネルギー

新エネルギーとは、太陽光（熱）、風力などの自然の力を利用したり、今まで使われず捨てていたエネルギーを有効に使ったりする、再生可能な地球に優しいエネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では、再生可能エネルギーのうち特に導入を促進すべきエネルギー源として、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されている。

## 生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

## 【た行】

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

## 地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

## 地産地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

## 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車があげられる。

## 天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。本市では、沓掛神明社にあるケヤキの県指定をはじめ、11件が天然記念物に指定されている。

## 【な行】

### 二酸化いおう（SO<sub>2</sub>）

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二酸化いおうは直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

### 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で固体となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などに

より発生する。植物の光合成により酸素に分解される。

南極点で観測が開始された当時（1957年）、大気中の二酸化炭素は約315ppmであったが、現在では約380ppmであり、年々増加している。産業革命以前はおよそ280ppmであった。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

## 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

## 燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のこと。電気を使う場所で発電するため送電で発生する無駄が無く、また、従来の発電方式では捨てていた、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよい。同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなる。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されている。

## 野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することを言う。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。ただし、公益若しくは社会の慣習上止むを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上で止むを得ないもの（籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない）、焚き火、キャンプファイヤー等の軽微なもの、土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられる。

## 【は行】

### バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。バイオマスを燃やして出る二酸化炭素は生物の光合成により大気から吸収したものであるため、自然界の循環系の中で二酸化炭素を増加させない。 →カーボンニュートラル。

### ハイブリッドカー

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせる自動車。それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っている。

## PRTR 制度

人の環境や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。

## BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。河川などの水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/L で表したものの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

## ヒートポンプ

低い温度の熱源から冷媒（熱を運ぶための媒体）を介して熱を吸収することによって高い温度にする機器で、暖房・給湯等に使用されている。これは、ちょうど水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で熱を移動させるところから、この名前と呼ばれている。また、冷媒の流れを逆にすることで冷房等にも使用されている。化石燃料の燃焼で熱エネルギーを取り出すこととは異なり、熱の移動によって自然エネルギー（未利用エネルギー）から熱エネルギーを取り出す原理であることから、二酸化炭素排出削減に大きく貢献する環境に優しいシステムと言われている。

## ppm

Parts per million の略。ppm は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント（%）が百分の 1 の割合を指すのに対し、ppm は 100 万分の 1 を意味する。例えば、空気中 1 m<sup>3</sup>中に 1 cm<sup>3</sup>の物質が含まれているような場合、あるいは水 1 kg中に 1 mgの物質が溶解している場合、この物質の濃度を 1ppm という。

## 浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が 10 マイクロメートル（1 cmの 1000 分の 1）以下のものをいう。

## 【ま行】

### マイバッグ

買い物の際に持参する袋・バッグのこと。レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、一人ひとりが実行できるもっとも身近な環境保護活動の一つとなっている。

### 緑のカーテン

夏季の強い日差しによる住宅等の室温の上昇を抑制するために、ゴーヤや朝顔などのツル植物で窓を覆うように栽培することからこう呼ばれる。室温の上昇を抑えることにより、冷房器具の使用を控えるなど、省エネ効果が期待される温暖化対策の一つになっている。

## 【ら行】

### ライフサイクルアセスメント（LCA）

商品の環境に与える影響を、資源の採取、原材料への加工、商品の生産、運搬、販売、消費、資源化、廃棄までの過程ごとに評価し、より環境負荷の小さい生産方法や、代替製品を選択していこうという考え方。

### リターナブル瓶

洗って繰り返し使用できる瓶（容器）のこと。一升びんやビールびんが代表的である。最近では減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定してつくられるワンウェイびんの生産が増加している。